

## **佐賀県選挙管理委員会告示第4号**

令和8年2月8日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第3項の規定に基づく選挙人名簿の登録について、同項に規定する選挙時登録の基準日を次のとおり定める。

令和8年1月23日

佐賀県選挙管理委員会委員長 大川正二郎

選挙時登録の基準日

令和8年1月26日。ただし、年齢については、令和8年2月8日